

パブリックコメント制度

下北地域公共交通計画（素案）について

【意見募集期間】

令和7年3月3日（月）～3月17日（月）

【お問い合わせ先】

風間浦村企画政策課

電話 0175-35-2111

パブリックコメントにあたって

下北地域公共交通総合連携協議会（事務局：むつ市）では、下北地域における公共交通を取り巻く環境や課題等を整理し、持続可能な公共交通体系の維持・存続に向けた体制の構築及び活用に向けた基本方針を設定し、その達成に向けた施策等を実施していくため、「下北地域公共交通計画」の素案を取りまとめました。

本計画素案に対するご意見を募集します。

【目次】

■ 下北地域公共交通計画（素案）の概要	2
■ 意見の提出方法	4
■ パブリックコメント用紙	5

■下北地域公共交通計画（素案）の概要

1 計画策定の背景と目的

下北地域では、地域が目指す将来像を実現するために、公共交通のあるべき姿を示すとともに、地域が抱える公共交通の問題・課題に対して、将来的にも住民の生活を支える「持続可能な公共交通体系」の構築に向けた考え、取り組みなどを定めるため、下北圏域定住自立圏共生ビジョンや下北圏域を構成する各市町村における取り組み、まちづくり、観光、商業などの他分野とも連携・整合性を図りながら、公共交通のマスタープランとなる「下北地域公共交通網形成計画」を2018年3月に策定しました。

計画策定から約6年経過し、むつ市川内地区及びむつ市から東通村方面に運行していた路線バスの廃止、青森・佐井離島航路の廃止、JR大湊線をはじめとする地方ローカル線の存廃問題、運転手の高齢化や2024年問題の影響等に伴うバス・タクシー事業者の運転手不足等といった様々な問題が生じており、地域の公共交通を取り巻く環境は大きく変化し、今後も大変厳しい状況が続いていくことが懸念されています。

また、2020年度の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正などにより、網形成計画の後継的な位置付けとなる地域公共交通計画の策定が努力義務化されるとともに、計画の策定と国の補助制度が連動することとなりました。

このような背景を踏まえ、地域における公共交通を取り巻く問題・課題を整理し、効果的かつ効率的な公共交通体系への見直しを図るとともに「持続性の高い公共交通ネットワーク」の構築に向けた基本方針を定め、目指すべき目標を設定し、その達成に向けた具体的事業及び施策を定める新たな公共交通のマスタープランである「下北地域公共交通計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第5条第1項の規定による計画となります。

2 計画期間

2025年度から2029年度まで

3 計画の構成

1. はじめに

- 1-1 計画策定の背景と目的
- 1-2 計画の期間
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の対象となる交通手段
- 1-5 計画の対象地域

2. 関連計画における公共交通について

- 2-1 関連計画の方針

3. 地域の概況

- 3-1 地勢等
- 3-2 下北地域内の主な施設
- 3-3 人口動態
- 3-4 自家用車保有状況

4. 公共交通の現状

- 4-1 公共交通ネットワークの現状等

5. 公共交通の課題

- 5-1 公共交通に関する調査の実施
- 5-2 下北地域における公共交通の課題

6. 都市計画における方向性

- 6-1 都市計画が目指す将来像

7. 公共交通の基本理念・基本方針

- 7-1 基本理念（公共交通のあるべき姿）
- 7-2 計画の基本方針
- 7-3 計画の目標指標
- 7-4 全体指標の設定
- 7-5 地域指標の設定

8. 目標を達成するための施策と推進体制等

- 8-1 施策の方向性
- 8-2 基本方針1の実現に寄与する施策
- 8-3 基本方針2の実現に寄与する施策
- 8-4 基本方針3の実現に寄与する施策
- 8-5 基本方針4の実現に寄与する施策
- 8-6 施策の実施スケジュール
- 8-7 公共交通ネットワークの将来イメージ
- 8-8 地域公共交通確保維持改善事業の必要性
- 8-9 計画の推進体制と推進方法

■意見の提出方法

1 募集期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで

2 宛て先

風間浦村企画政策課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 電子メール tadahira_tsubota@kazamaura.jp
- (2) ファックス 0175-35-2403
- (3) 郵送・持参 〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5
風間浦村企画政策課

4 閲覧場所

- (1) 風間浦村ホームページ
- (2) 風間浦村役場窓口

- ・ 電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後ご意見に対する考え方とともに、整理した上で速やかに公表します。
- ・ 個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・ 下北地域公共交通計画（素案）以外についてのご意見は受け付けできませんので御了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	下北地域公共交通計画（素案）について
住 所	
氏 名	
電話番号	

該当ページ	ご意見の内容

* ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。

* ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問合せ先】

〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5 風間浦村企画政策課
電 話 0175-35-2111
ファックス 0175-35-2403
電子メール tadahira_tsubota@kazamaura.jp